

美世志会「地位確認訴訟」控訴審不当判決弾劾！（抗議声明）

12月12日、美世志会6名の復職などを求めた民事訴訟の控訴審で、東京高等裁判所は6名全員の不当解雇を認めるという不当判決を言い渡した。一審判決の勝訴部分である八ツ田さん、小黒さんに対する懲戒権濫用と未払い賃金の一部支払いまでも取り消した。解雇は労働者にとって「死」を意味する。JR東海労は、この不当極まりない判決を、満腔の怒りで弾劾する。

そもそも、この事件は公安警察がデッチ上げたえん罪であって、強要の事実も無ければ、「職場秩序の混乱」「会社の信用の失墜」の事実も無い。その事実はJR東日本がよく知っているはずである。にもかかわらず、JR東日本は和解協議で、一審判決を無視して「懲戒解雇」の正当性を主張してきたのだ。

えん罪JR浦和電車区事件は、国策捜査・政治弾圧であることは、この間の経過から明らかである。「平和運動は生意気だ。内から壊れないから外から壊してやる。組織を半分にしてやる」との取調官の暴言は、平和を希求する私たちJR総連破壊攻撃以外のなにものでもない。

そして、時同じくして、私たちJR東海労にも蒲郡駅事件という政治弾圧が仕掛けられた。その攻撃には、警察権力、企業権力、一部マスコミ、敵対する労働組合など、あらゆる輩が総動員された。組織を潰すためなら、権力者は何でも行うのである。

しかし、私たちは、職場からの闘いによって、組織は潰れるどころか強化され、さらには一層の社会的広がりをつくり出したのだ。権力者の目的である組織半減を打ち砕いたのだ。

12月6日、「特定秘密保護法」が強行採決された。戦争への道がまた1歩進んだ。政治的には、戦争が出来る国づくりのための法整備、その一方では、平和運動を展開する組織への弾圧が、権力者によって推し進められている。この「地位確認訴訟」も、これらの動向と無関係ではないといえる。私たちに対する弾圧は、安倍政権下でさらに増すだろう。私たちは、弾圧を許さず、前進するしか道はない。

裁判闘争は、最高裁判所という場に移った。JR東海労は、美世志会の仲間との連帯をさらに強化し、職場復帰に向けた闘いを全力で行う。そして、人権・平和・民主主義の闘いを職場内外から展開する。

2013年12月13日

JR東海労働組合